

# 静岡市議会政務活動費の交付に関する条例

平成15年4月1日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、静岡市議会(以下「市議会」という。)の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例64・平25条例3・一部改正)

(政務活動費の交付対象)

第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。

(平25条例3・一部改正)

(政務活動費の額)

第3条 政務活動費は月額とし、その額は、25万円に会派の所属議員の員数を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する会派の所属議員の員数は、次条の規定により交付することとなる月の初日における員数とする。この場合において、同日に辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属する会派からの脱会があったときは、これらの事由に該当する者は、当該員数に含まないものとする。

(平18条例39・平25条例3・一部改正)

(政務活動費の交付の方法)

第4条 政務活動費は、四半期(4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までの各区分による期間をいう。以下同じ。)ごとに当該四半期に属する月分を当該四半期の最初の月に交付する。ただし、会派が新たに結成された場合は、当該会派が結成された日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)に、当該翌月(その日が月の初日の場合は、当月)以後の月分を交付する。

(平17条例61・平25条例3・一部改正)

(所属議員の異動等に伴う調整)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中においてその所属議員の員数に異動を生じた場合は、異動を生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)以後の月分について、当該翌月(その日が月の初日の場合は、当月)の末日までに、当該翌月(その日が月の初日の場合は、当月)の初日の員数に基づいて算定した額が既に交付した政務活動費の額を上回るときは、差額を追加して交付し、下回るときは、差額を返還させるも

のとする。

(平17条例61・全改、平18条例39・平25条例3・一部改正)

(一般選挙後に新たに会派を結成した場合の特例)

第6条 一般選挙が行われたため新たに会派を結成した場合は、第4条ただし書の規定にかかわらず、新たに会派が結成された日の属する月分から、当該会派に政務活動費を交付する。

2 前項の規定により交付することとなる政務活動費に係る所属議員の員数は、第3条第2項の規定にかかわらず、当該結成された日における員数とする。

(平17条例61・全改、平18条例39・平25条例3・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、政務活動（会派又は会派に所属する議員が行う調査研究、研修、広報及び広聴、要請及び陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）のために要する経費で、別表に定めるものに充てることができる。

(平25条例3・全改)

(経理責任者)

第8条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置くものとし、所属議員のうちから選任しなければならない。

2 経理責任者は、金銭の出納その他の事務を所掌する。

(平25条例3・一部改正)

(収支報告書等の提出等)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該収支報告書に係る金銭の支払に関する証拠書類（以下「証拠書類」という。）とともに議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散した日から30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

4 政務活動費について剰余金が生じた場合は、会派は、収支報告書等の提出と同時に当該剰余金を市長に返還しなければならない。

(平25条例3・一部改正)

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第10条 議長は、前条第1項の規定により提出された収支報告書等を提出期限の日から起算して10年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。ただし、議長が収支報告書等を閲覧に供するために整理を要すると認めるときは、議長は、市規則で定める期間

を限度として、当該収支報告書等の全部又は一部の閲覧を制限することができる。

- 3 議長は、前項の規定による閲覧の実施に当たっては、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の規定に準じて公開又は非公開の取扱いをするものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市規則で定める。

（平25条例3・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の静岡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年静岡市条例第28号）又は清水市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年清水市条例第23号。次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年3月15日条例第61号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第39号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月12日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月15日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、新条例に基づき交付された政務活動費（次項の規定により政務活動費とみなされるものを含む。）について適用し、改正前の静岡市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）に基づき交付された政務調査費（次項の規定により政務活動費とみなされるものを除く。）については、なお従前の例による。
- 3 旧条例に基づき交付された政務調査費のうち、平成25年3月分は、新条例に基づき交付さ

れた政務活動費とみなす。

別表（第7条関係）

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	研修会の開催に要する経費又は団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広報広聴費	1 第7条の政務活動及び市政について住民に報告するために要する経費 2 住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等に要する経費
要請・陳情活動費	要請及び陳情活動に要する経費
会議費	各種会議の開催に要する経費又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	第7条の政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所・事務費	1 必要な事務所の設置及び管理に要する経費 2 第7条の政務活動に伴う通信、交通、消耗品及び備品に要する経費